

# 福祉制度について

横浜市東部地域療育センター

# 目次

1. 障害者手帳について
2. 諸手当・医療制度・訓練介助器具助成制度
3. 地域活動ホーム（一時ケア等） ・  
児童発達支援 «幼児向け»
4. 預かりについて
5. 学齢児の放課後支援 «学齢向け»
6. 学校関係の相談窓口
7. 外出支援に関するサービス
8. 地域訓練会, 親の会
9. 主な公的機関の一覧

## 障害福祉のあんない2023

[↓ 障害福祉のあんない2023（全体版）（PDF：10,039KB）](#)

[↓ 障害福祉のあんない2023新旧対照表（PDF：268KB）](#)

2022版と2023版との新旧対照表を作成しました。

[↓ 障害福祉のあんない2023正誤表（11月6日時点）（PDF：111KB）](#)

発行後、令和5年11月6日までに変更のあった部分の正誤表です。

### 分割版

PDF	テキスト・点字版
<a href="#">表紙・裏表紙（福祉保健センター一覧表）（PDF：2,495KB）</a>	
<a href="#">はじめに（PDF：1,079KB）</a>	
<a href="#">目次（PDF：1,142KB）</a>	
<a href="#">障害程度別該当事業一覧表（PDF：1,247KB）</a>	

## 障害福祉のあんないアプリ版について

障害者本人やご家族・支援している方が、障害福祉の制度やサービスを利用するために必要な情報をより手軽で簡単に入手できるようにするため、スマートフォンアプリ「横浜市障害福祉のあんないアプリ」を作成しました。障害がある方、ご家族、障害福祉サービス事業所職員などどなたでも無料でご利用できますので、ぜひダウンロードください。下記いずれかの方法でダウンロードできます。

### ダウンロード方法1

スマートフォンのカメラを起動して、二次元バーコードを読み取る。

### ダウンロード方法2

App StoreまたはGoogle Playにて「障害福祉のあんない」と検索。

[「横浜市障害福祉のあんないアプリ」ちらし \(PDF: 1,622KB\)](#)

[「横浜市障害福祉のあんないアプリ」ちらし \(テキスト版\) \(テキストファイル: 1KB\)](#)



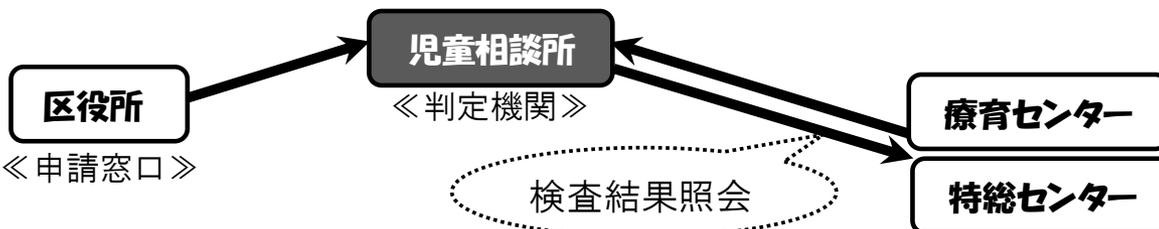
# 1. 障害者手帳について

(1) 療育手帳（「愛の手帳」）

(2) 身体障害者手帳

(3) 精神障害者保健福祉手帳

# (1) 療育手帳（愛の手帳）

対象	言葉や発達に遅れ（知的障害の判定）のある方				
障害程度	IQ20以下 A1 (最重度)	IQ21~35 A2 (重度)	IQ36~50 B1 (中度)	IQ51~75 B2 (軽度)	※76~91の範囲で特例あり
必要書類	本人の写真（たて4cm×よこ3cm）				
備考	<p>手帳の交付には児童相談所の判定が必要。ただし、手帳申請時点で、療育センターか特別支援教育総合センターで1年以内の心理評価資料がある場合には、その資料で判定が可能。2年毎に更新手続きの為、再判定が必要。</p>  <pre> graph LR     A[区役所&lt;br/&gt;&lt;&lt;申請窓口&gt;&gt;] --&gt; B[児童相談所&lt;br/&gt;&lt;&lt;判定機関&gt;&gt;]     B --&gt; C[療育センター]     B --&gt; D[特総センター]     C -.-&gt; E((検査結果照会))     D -.-&gt; E     E -.-&gt; B     </pre>				

## (2) 身体障害者手帳

対 象	身体機能に永続する障害をもつ方
障害等級	障害の程度によって1級から6級までに認定
必要書類	「本人の写真」と指定医師が作成した「身体障害者診断書」等
備 考	療育センターで作成できるのは、肢体不自由と聴力に関する診断書となります。

## (3) 精神障害者保健福祉手帳

対 象	精神疾患を有する方のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方
障害等級	障害の程度によって1級から3級の範囲で認定
必要書類	「本人の写真」と主治医が作成した精神障害者保健福祉手帳用の「診断書」等

# 手帳の申請窓口

いずれの手帳も申請窓口は、

区役所（福祉保健センター）です。

# 愛の手帳で利用できる制度の例

※ 各手帳、等級や程度により支援の内容が異なる場合があります。

## 【参考】愛の手帳で利用できる制度の例

### ●所得税の障害者控除

- 障害者控除：知的障害者と判定された方、所得金額から 27 万円が控除されます。
  - 特別障害者控除：重度の知的障害者と判定された方、所得金額から 40 万円が控除されます。
- \*窓口は税務署にて確定申告または、勤務先の給与担当係へ

### ●市民税・県民税の障害者控除

- 障害者控除：知的障害者と判定された方、所得金額から 26 万円が控除されます。
- 特別障害者控除：重度の知的障害者と判定された方、所得金額から 30 万円（同居の場合は 5 万円）が控除されます。

\*窓口は区役所税務課市民税担当または、勤務先の給与担当係へ

### ●自動車取得税・自動車税及び軽自動車税の減免 \*自動車と軽自動車の両方を所有している場合は

- 自動車取得税・自動車税の減免：愛の手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方。
  - 軽自動車税の減免：愛の手帳の交付を受けている方、または知的障害と判定された旨の証明書の交付を受けている方。
- \*窓口は県税事務所または自動車税管理事務所へ
- \*窓口は区役所税務課（軽自動車税担当）へ

### ●水道料金の減免

減免対象世帯（知能指数 35 以下または特別児童扶養手当を受給されている方等）で、水道料金と下水道使用料の基本額相当額が免除されます。

\*窓口は各区福祉保健センターもしくは水道局お客さまサービスセンターへ

### ●JR運賃の割引

- 第 1 種障害者（愛の手帳 A1、A2）

## ●JR運賃の割引

### ■第1種障害者（愛の手帳 A1, A2）

本人が介護者とともに乗車する場合（距離制限なし）：12歳未満は普通乗車券、回数券、急行券（特急券を除く）が本人と介護者ともに5割引、定期乗車券は介護者のみ5割引になります。

### ■第2種障害者（第1種以外で愛の手帳を持っている方）

本人が介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）：12歳未満は定期乗車券が介護者のみ5割引になります。  
\*詳しくはJRの駅窓口へ

## ●私鉄運賃の割引

市内を運行している電車（京浜急行、東京急行、相模鉄道、みなとみらい線）はJRの運賃割引内容にほぼ準じます。  
\*詳しくは各鉄道の駅窓口へ

## ●市営バス、市営地下鉄運賃の割引

市営バス：愛の手帳を持っている方とその介護者は普通乗車券5割引、定期乗車券3割引

市営地下鉄：愛の手帳を持っている方とその介護者は普通乗車券5割引、定期乗車券5割引

\*詳しくは各交通事業者へ

## ●福祉特別乗車券（バス、地下鉄特別乗車券）の交付

愛の手帳をお持ちの方は、市営バス、地下鉄全線、金沢シーサイドライン、市内を運行する民営バスを利用する場合無料になります。20歳未満で年額600円の負担金が導入されました。  
\*詳しくは福祉保健センターへ  
（※平成25年10月から愛の手帳B2も対象になりました。）

## ●タクシー料金の割引

愛の手帳所持者の方、及び同乗している介護者（手帳保持者と同区間のみ割引）の乗車料金が10%割引になります。（一部対象外の事業者もあります）

\*詳しくは神奈川県タクシー協会または神奈川県個人タクシー協会へ

## ●福祉タクシー利用券の交付

愛の手帳 A1, A2 の方で福祉特別乗車券の交付を受けていない方は、1枚につき500円までを助成するタクシー利用券を交付します。1回の乗車につき、タクシー利用券を7枚まで使用できます。なお福祉タクシー券を利用しても「タクシー料金の割引」（上記（5））を受けることができます。年間84枚交付します。

\*窓口は手帳を持参の上、福祉保健センターへ

## ●有料道路通行料金の割引

第1種知的障害者の方が同乗している介護者が運転する乗用車等について、事前に割引登録した場合には、高速道路・一般有料道路で通行料金が割引（最大50%）になります。  
\*詳しくは福祉保健センターへ

## ●障害者に対する除税措置

## 2. 諸手当／

# 訓練介助器具助成制度について

(1) 諸手当

(2) 訓練介助器具制度

# (1) 諸手当

\* 所得要件あり

制度名	要件	備考
特別児童扶養手当	<p>〈目安〉知的障害又は身体障害により日常生活において常に介護を必要とする方</p> <p>*身体障害はおおむね手帳1～3級と4級の一部の方と愛の手帳A1～A2の方は診断書を省略できる場合があります。</p>	<p><u>手当用診断書</u> にて判定</p> <p>支給は4・8・11月</p>
神奈川県在宅重度障害者等手当	<p>1. 次のうち<u>2つ以上</u>に当てはまる方</p> <p>①身体障害者手帳1級又は2級の方</p> <p>②愛の手帳（療育手帳）A1又はA2相当の状態にあると判定された方</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級の方</p> <p>2. 障害児福祉手当又は特別障害者手当での支給を受けている方</p>	<p>申請期間 8月1日～ 9月10日迄</p>
障害児福祉手当	<p>〈目安〉・身体障害者手帳1・2級程度の方</p> <p>・知的障害のある方（知的指数20以下） 等</p>	<p><u>手当用診断書</u> にて判定</p>

横浜市トップページ > [子育て・教育](#) > [親子の健康・福祉](#) > [各種手当・助成](#) >   
> [児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当](#) > 特別児童扶養手当



## (2) 訓練・介助器具の購入 作成費の助成

器具の作成や購入にかかる経費の3分の2（限度額37,800円。物品によって限度額が異なる）を横浜市が助成。

【対象】 訓練・介助器具の作成・購入によりその効果があると認められる18歳未満の方

【種目】 訓練器具、自助具、介助用具

【窓口】 横浜市総合リハビリテーションセンター、  
地域療育センター

県立こども医療センター・横浜療育医療センター・  
横浜医療福祉センター港南・サルビア

小児療育相談センターの処方箋を使用した眼鏡の申請については、小児療育相談センターで申請可。

※物品購入前の申請が必要です。

事前に担当ソーシャルワーカーにご相談ください。

### 3. 地域活動ホーム(一時ケア等)、 児童発達支援事業所

- (1) 社会福祉法人型地域活動ホーム
- (2) 機能強化型地域活動ホーム
- (3) 児童発達支援事業所

# (1) 社会福祉法人型地域活動ホーム

事業名		事業内容
相談支援事業		活動ホームの活用を含めた地域生活の総合的な相談、関係機関との連絡調整
生活支援事業	ショートステイ	家族等が入院・出産等のため介助を行えない場合や <u>休養が必要な場合</u> に、宿泊して介助
	一時ケア	家族等が通院・各種行事参加等のため介助を行えない場合や <u>休養が必要な場合</u> に、日中の数時間介助
	おもちゃ文庫	遊びを通して機能訓練を行ったり、交流の機会を提供
	余暇活動支援	余暇活動のプログラム提供
地域交流事業		地域の団体・グループ等への地域交流室の貸し出し、イベントの実施等

各区に1か所ずつ

## ■ 鶴見区

つるみ地域活動ホーム「幹（みき）」（運営法人：社会福祉法人 大樹）				
所在地・連絡先	北寺尾4-21-20 ☎585-9246			
生活支援事業	こんな時に…	利用時間	年齢制限	利用料
一時ケア	通院・買い物・学校行事等	9:00～21:00	4歳以上～	300円／1時間
ショートステイ	冠婚葬祭・旅行・レスパイト等	17:00～9:00	小学生以上～	2,200円／1泊

## ■ 神奈川区

かながわ地域活動ホーム「ほのぼの」（運営法人：社会福祉法人 若竹大寿会）				
所在地・連絡先	神大寺2-28-19 ☎491-2141			
生活支援事業	こんな時に…	利用時間	年齢制限	利用料
一時ケア	通院・買い物・学校行事等	9:00～20:00	概ね3歳以上～	300円／1時間
ショートステイ	冠婚葬祭・旅行・レスパイト等	17:00～9:00	概ね小学生以上～	2,200円／1泊

■ 港北区（参考）※居住区外のホームでも利用可能です。

しんよこはま地域活動ホーム：港北区大豆戸町518-6 ☎531-4400

## (2) 機能強化型地域活動ホーム

内 容	地域作業所や地域訓練会の活動場所であった従来型の活動ホームから「地域活動の場」へ転換。生活支援事業を開始。
生活支援事業	一時ケア・ショートステイ・余暇活動支援・おもちゃ文庫（*ホームによる）
神奈川区	◎神奈川区福祉活動ホーム（神奈川区立町） ☎434-3748 ◎たんまち福祉活動ホーム（神奈川区反町） ☎322-9583
鶴見区	◎障害者地域活動ホームふれあいの家（鶴見区生麦） ☎504-0876 ◎障害者地域活動ホームもとみや（鶴見区元宮） ☎585-3664

## (3) 児童発達支援事業所

日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。未就学の障害児および学籍のない18歳未満の障害児が対象です。

対 象	在宅の身体障害児、知的障害児、精神障害児、発達障害児等
費 用	原則1割負担（利用上限額あり） *満3歳になって初めての4月1日から3年間は、無償化の対象です。
実施施設	児童発達支援事業所
窓 口	各区の福祉保健センター

※「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」を利用する際には「障害児通所受給者証」が必要です。手続きが必要ですので、あらかじめお住まいの区の福祉保健センター（区役所）へご相談ください。

## 障害児通所支援事業について

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援事業は、障害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

[<利用を検討されている方はこちら>](#)

[<事業の開始を検討されている方はこちら>](#)

### 利用を検討されている方へ

障害児通所支援事業を利用するには、お住まいの区福祉保健センターが発行する「障害児通所受給者証」が必要になります。受給者証の発行には、[区福祉保健センター](#)への申請後、約2週間から1か月かかりますのでご注意ください。

障害児相談支援事業所については、「[障害者相談支援](#)」内、指定特定相談支援事業者リスト（毎月更新）をご覧ください。

※障害児通所支援を利用している方の相談支援については、リスト内の障害児相談に印のある事業所が対象となります。

↓ [障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）一覧（PDF版）（PDF：439KB）](#)

↓ [障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）一覧（エクセル版）（エクセル：129KB）](#)

↓ [保育所等訪問支援事業所一覧（PDF：163KB）](#)

受給者証発行及び利用開始までの流れ

## 4. 預かりについて

(1) 施設等の一時利用

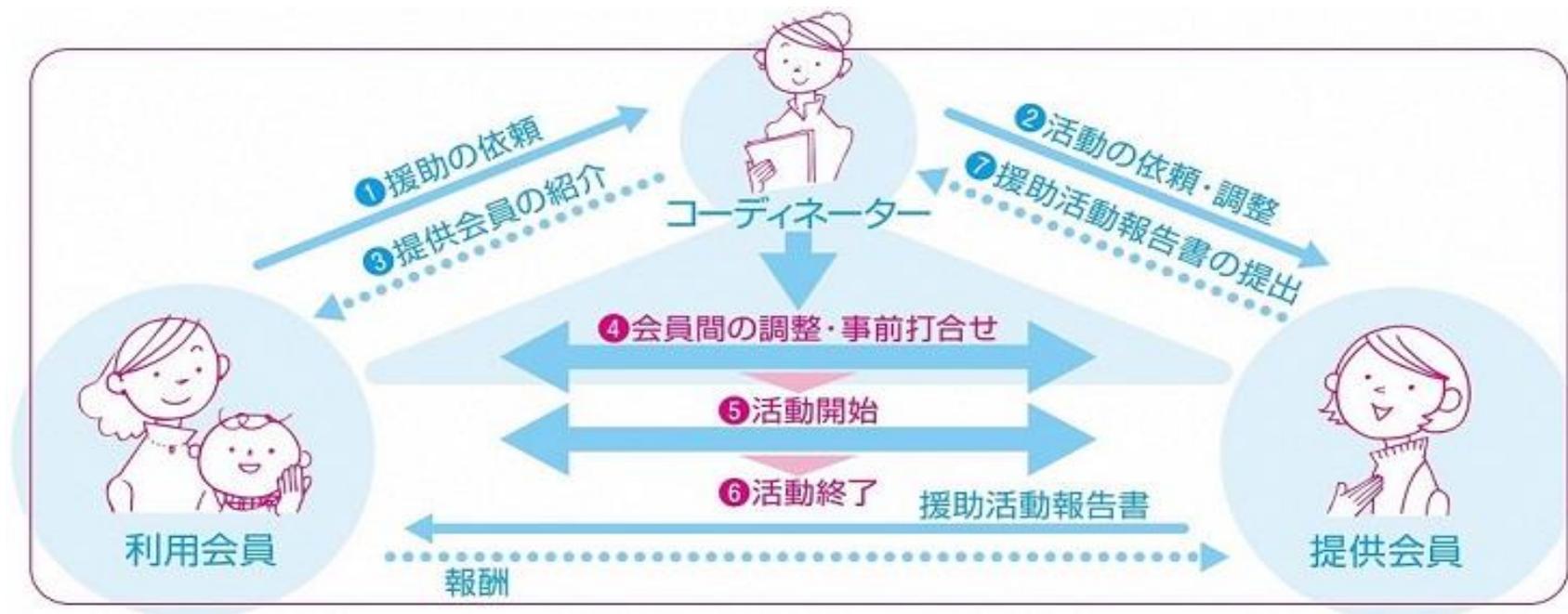
(2) 横浜子育てサポートシステム

# (1) 施設等の一時利用

事業名	内 容	費 用	窓 口
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> </ul>	家族のレスパイト等で一時的に施設や病院を利用して過ごす(入所 or 日中数時間)	原則 1 割負担＋実費	
緊急一時保護制度	介護者が介護を行えなくなったときに病院への入所、介護人派遣をうける 【実施施設】 ◆国際親善総合病院（泉区西が岡）	原則 1 割負担額 ＋実費	各区 福祉保健センター

## (2) 横浜子育てサポートシステム

内 容	提供会員の自宅でお子さんの預かり・保育園や幼稚園への送迎などを行う。
対 象	利用会員：市内在住で、生後57日以上から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
利用料金	1時間 800～900円（交通費等実費分は利用会員の自己負担）
窓 口 (支部事務局)	＊神奈川県地域子育て支援拠点「かなーちえ」 ☎441-7708 東部療育ビル3F ＊鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」 ☎582-7610



# 5. 学齡児の放課後支援

(1) 放課後等デイサービス

(2) 横浜市放課後児童育成事業

- ・放課後キッズクラブ
- ・放課後児童クラブ(学童保育)

# (1) 放課後等デイサービス

対 象	特別支援学校または個別支援学級に在籍している児童等
内 容	学校授業終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。
費 用	原則1割負担（利用上限額あり）
実施施設	放課後等デイサービス
窓 口	各区の福祉保健センター

※「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」を利用する際には「障害児通所受給者証」が必要です。手続きが必要ですので、あらかじめお住まいの区の福祉保健センター（区役所）へご相談ください。



## (2) 横浜市放課後児童健全育成事業

	放課後を小学校で過ごす <b>放課後キッズクラブ(キッズ)</b>			放課後を地域で過ごす <b>放課後児童クラブ</b>
	わくわく区分 (区分1)	すくすく区分(区分2)		
		ゆうやけ(A)	ほしぞら(B)	
概要	「遊びの場」として利用することを目的に実施 ※災害時や感染症対策のため、受入中止の場合あり	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに、「遊びの場」と「生活の場」を提供するために実施		昼間保護者がいない家庭等の子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもとで運営
場所	小学校の施設内			民間施設(マンション、一軒家等)
対象	当該実施校に通学している小学生、又は当該小学校区内に居住する私立学校等に通学する小学生 ※「すくすく区分」に登録する場合、就労証明書等が必要			留守家庭児童等
開所日	平日、土曜日			平日の他、土曜日の開所はクラブによって異なる。
開所時間	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで	放課後から午後7時まで ※クラブによって異なる
	※土曜は利用不可(プログラムのある日のプログラム参加は可能) ※学校休業日は2時間程度	※土曜、学校休業日は午前8時30分から午後5時まで	※土曜、学校休業日は午前8時30分から午後7時まで	

## 6. 学校関係の相談窓口

(1) 横浜市特別支援教育総合センター

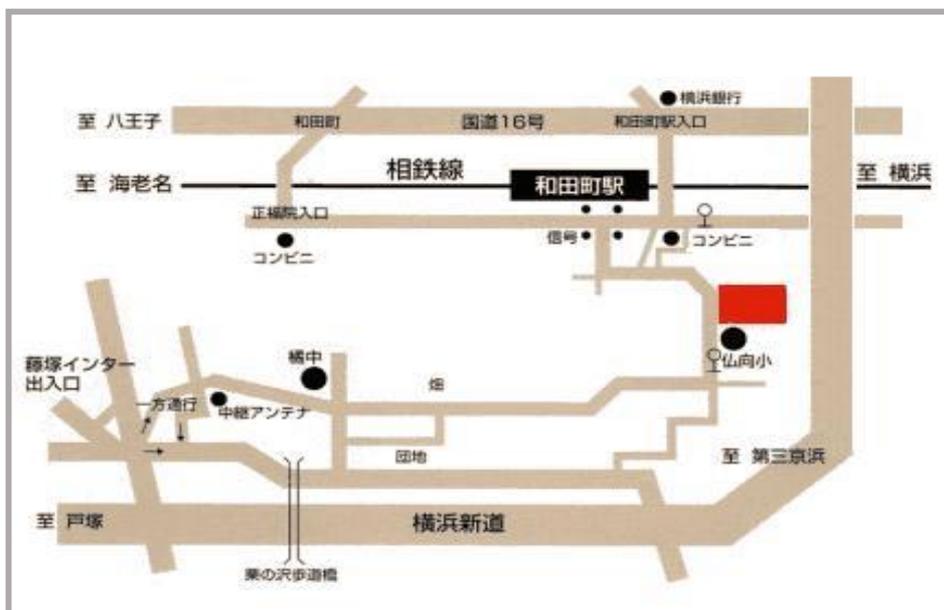
(2) 教育総合相談センター

(3) 学校生活あんしんダイヤル

# (1) 横浜市特別支援教育総合センター

特別な支援教育を必要とする児童・生徒及び次年度就学予定児（年長児）について、指導主事、教育相談員、心理判定員、理学療法士、作業療法士などが関わり、相談に応じています。

横浜市特別支援教育	所在地	連絡先	最寄駅
総合センター	保土ヶ谷区仏向町845-2	☎336-6020	相鉄線 和田町駅



# 横浜市特別支援教育総合センター

外観



待合室



心理検査室



プレイルーム



- ★ 相鉄線 和田町駅より徒歩10分程度（坂道を上ります）
- ★ 相談者は、駐車場を利用することもできます。
- ★ 横浜市のホームページに上記と同じ写真がアップされています。

## (2) 教育総合相談センター

不登校、友人関係、学習、進路、海外転出入など教育に関する相談や「いじめ」等に関する悩みの相談を受け付けるとともに臨床心理士や精神科医師等の専門家による相談も行っています。

	所在地	連絡先	最寄駅
教育総合相談センター	中区万代町1-6 教育文化センター8階	【教育相談】 ☎ 671-3726 【いじめ110番(24時間)】 ☎ 0120-671-388	JR 関内駅

# (3) 学校生活あんしんダイヤル

いじめや不登校に悩んでいる、でも、学校には相談しにくい…。そんな時は一人で抱えず、お電話ください。SSW（スクールソーシャルワーカー・社会福祉の専門職）が、どうしたらよいかを一緒に考えます。

2017年5月に開設された学校外相談窓口です。

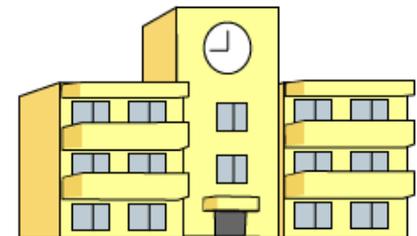
電 話 : **624-9081**

開 設 日 : 火・水・木・金曜日

(年末年始等、相談をお休みすることがあります)

開設時間 : 9時～17時

対 象 : 横浜市立の小・中学校、義務教育学校、特別支援学校  
に通う児童生徒とその保護者



# 7. 外出支援に関するサービス

(1) 横浜市移動支援(ガイドヘルプ)事業

(2) 横浜市ガイドボランティア事業

(3) 移動情報センター



# (1) 横浜市移動支援(ガイドヘルプ)事業

サービス名	対象者	サービス内容
移動介護	① 1～2級の身体障害児・者（3肢以上の機能障害があり、外出時に主に車椅子を使用する方） ② 知的障害児・者 ③ 精神障害児・者	＊必要不可欠な外出 （日用品の買物、散歩、美理容、銀行等） ＊社会参加のための外出（余暇活動等）
通学通所支援 <b>【※新設】</b>	① 同上 ② 同上 ③ 同上 ④ 1～2級の視覚障害児・者	＊特別支援学校（養護学校）への通学 <b>※普通校は対象外</b> ＊日中活動系サービス事業所や作業所等への通所
窓 口	各区の福祉保健センター	
備 考	<p>移動支援サービスは、「移動介護」と「通学通所支援」の2種類のサービス体系になります。両方を利用することも可能です。原則として、利用基準時間は両方を合わせて月に30時間です。中学生未満の方は、保護者が付き添えない場合に限りです。詳細は福祉保健センターへ。</p> <p style="text-align: center;">*総合支援法に基づいて横浜市が実施する「地域生活支援事業」に該当します。</p>	



# (3) 移動情報センター

外出を支援するサービスや制度についての相談・情報提供を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
でかけＹＯ！神奈川 (神奈川区移動情報センター)	神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	☎311-2678
鶴見区移動情報センター	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	☎504-5050

いどうじょうほうせんたー 移動情報センターは **移動に関する相談をワンストップでお受けする窓口**です。お気軽にご相談ください。(予約不要・相談無料)

## いどうじょうほうせんたー 移動情報センターについて

かくくしゃかいふくしきょうぎかい まどぐち せっち  
 各区社会福祉協議会に窓口を設置しています。  
 ちか いどうじょうほうせんたー でんわとう そう  
 お近くの移動情報センターへ、お電話等でご相談ください。

### ◆相談受付対象者

いどう かん しん びつよう しなさいじゅう  
 移動に関する情報または支援を必要とする、市内在住の  
 しやうがいじ しや かぞく  
 障害児・者およびその家族 など

### ◆相談受付日時

げつ きんようび じ し しょうくじつ ねんまつねんし のそ  
 月～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

### ◆相談対応について

いどう かん しん びつよう しなさいじゅう  
 相談に応じて、移動に関する支援制度のご案内やサ  
 びすじやうしやとう ぼらんでいあ ちいきさーびすく  
 ビス事業所等 (ボランティアなど地域サービス含む)  
 しやうかい こーでいねーと おこな  
 の紹介・コーディネートを行います。

### ◆その他の取組について

いどうしん かん ぼらんでいあ ほんてい あじんざい ほんくつ いけせい  
 移動支援に関するボランティア人材の発掘・育成も  
 おこな  
 行っています。

がいしゅつ しえん さーびす  
**外出を支援するサービス**  
 について知りたい。

で  
**出かけたけれど、**  
**1人では不安・・・**

いま  
**今までは・・・**  
 いどうしえん かん せんもんそうだんまどぐち  
**移動支援に関する専門相談窓口がない**  
 いどう かん じやうほう しやうやく  
 移動に関する情報が集約されていないことで、  
 りやうしやあずか じぎやうしやとう さが といあわ  
 利用者自らが事業者等を探して問合せをしたり、  
 さーびす りやう  
 そもそもどんなサービスを利用すれば良いのか  
 わからない、といった状況がありました。

ほか  
**他にどこへ**  
**相談すれば良いの？**

どうじぎやうしや たいあひ  
 当事業所では対応  
 できません。

A 事業所  
 条件によっては・・・

B 事業所

ちやう わけ  
**申し訳ありません。**

C 事業所

くるま たいあひ くるま  
**車いす対応の車で**  
**送迎して欲しい。**

だれ か だうたい  
**誰か代わりに送迎し**  
**てくれませんか？**

## いどうじょうほうせんたー 移動情報センターでは

いどう かん しん びつよう しなさいじゅう  
**ご相談に応じ、移動に関する支援制度のご案内やサービス事業所等の紹介・コーディネートを行います。**  
 しやうかい ないよう こうてきさーびす たくしーじぎやうしや ちいき ぼらんでいあ いどう かん  
**ご紹介する内容は、公的サービスだけでなく、タクシー事業者や地域のボランティアなど、移動に関する情報全般です。**



① 相談

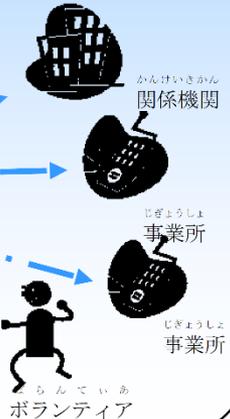


いどうじょうほうせんたー  
**移動情報センター**

いどう かん じやうほう  
**移動に関する情報**  
**集約**

いどう かん しん びつよう しなさいじゅう  
**③ 移動に関する支援制度のご案内や**  
**事業者等の紹介・コーディネートなど**

ちやうせい じやうほうしゅうしゅうとう  
**② 調整・情報収集等**



しやうかい さーびすとう りやう ひよう ほんてい ぼあい じぎやうけつていとう ひつよう ぼあい ちやうせい じかん  
 ※ご紹介したサービス等の利用については費用が発生する場合があります。また、支給決定等が必要な場合は調整にお時間がかかります。

## 8. 地域訓練会・親の会

(1) 区内にある地域訓練会

(2) 横浜市自閉症協会

# (1) 区内にある地域訓練会

訓練会名		内容	開催日	主な開催場所
鶴見区	エンゼルの会 保育部	グループ保育	毎週火・木曜日	地域活動ホームふれあいの家 生麦4-5-37
	エンゼルの会 就学部 学校部	絵画・体操・リトミック	土曜日（月4回）	
	ひよこ会 保育部	グループ保育	毎週月・水曜日	もとみや活動ホーム
	ひよこ会 就学部・学校部	絵画・体操・水泳・和太鼓	水・土曜日（月1回）	元宮2-4-78
神奈川区	麦の会 保育部	グループ保育	毎週木曜日	神奈川区福祉活動ホーム 立町16-1
	麦の会 就学部 学校部（学童部）	絵画・工作・リズム 体操・プール・生活実習等	毎週水曜日 土曜日など	たんまち福祉活動ホーム等 反町1-6-8

## (2) 横浜市自閉症協会

自閉症に関する勉強会や交流・情報交換、レクレーション企画を実施している会

所在地：

横浜市中区新港2-2-1

横浜ワールドポーターズ6F NPOスクエア内

TEL/FAX 663-0019

(電話受付は木曜日10:30~13:30)

## 9. 主な公的機関の一覧

(1) 区福祉保健センター

(2) 児童相談所

(3) 社会福祉協議会

(4) その他

# (1) 各区福祉保健センター

福祉と保健に関する相談からサービス提供までを行う機関。各種制度の申請・相談窓口になります。

名 称	主なサービス窓口	所在地・連絡先
神奈川福祉保健センター	高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保護課、保険年金課 など	神奈川区広台太田町3-8 ☎411-7171
鶴見福祉保健センター		鶴見区鶴見中央3-20-1 ☎510-1818

## ■子ども家庭支援相談

乳幼児から学童期・思春期まで幅広くお応えします。保健・教育・福祉の相談員がいっしょに考えます。

## (2) 児童相談所

18歳未満の児童に関するさまざまな問題について相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・支援を行います。

【相談内容】養護、虐待、非行、障害、不登校、性格や行動の問題、里親、保健指導に関する相談

名称	担当地区	連絡先	最寄駅
横浜市中心児童相談所	神奈川区・鶴見区・西区・中区・南区	☎260-6510	地下鉄 坂東橋駅

## (3) 社会福祉協議会

ボランティア活動や福祉情報の提供など、様々な事業を通じて、障害児・者を援助し相談に応じています。

名 称	所 在 地	電 話
横浜市社会福祉協議会	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内	☎201-8620
鶴見区社会福祉協議会	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階	☎504-5619
神奈川区社会福祉協議会	神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階	☎311-2014

## (4) 横浜ラポール

プール・ボートリング等のスポーツ施設やおもちゃ図書館・創作工房・多目的室等の文化関係設備の複合施設。

\*所在地：港北区鳥山町1752（最寄：JR・地下鉄 新横浜駅）

TEL：475-2057

## (5) その他（相談窓口等）

### ■ 神奈川県警察少年相談・保護センター

専門の相談員が少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。

TEL：641-0045（まるまるよいこ）

0120（45）7867（フリーダイヤル）

### ■ 子どもの人権110番

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

TEL：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル）

お問い合わせは、  
ソーシャルワーカーまでご連絡ください。

横浜市東部地域療育センター